

顧問契約のおすすめ

顧問弁護士とは、いわば企業の「ホーム・ローヤー」です。本書面をご一読いただき、顧問弁護士につき理解を深めていただければ幸いです。

I 顧問弁護士の役割

高度に多様化・複雑化した現代社会では、好むと好まざるとにかかわらず、法律に関わりを持たざるをえません。特に、企業活動においては、日々、多くの法律問題を的確・迅速に判断することが求められております。

そして、このような法律問題の判断は、紛争を解決するということのみならず、紛争を予防するために求められるものです。契約書をきちんと作らず口約束にまかせていたために後に紛争になってしまったという経験をお持ちの企業の方も少なからずいらっしゃることでしょう。弁護士は、単に紛争を解決するのみならず、企業が紛争に巻き込まれないための種々の活動も行っているのです。

また、弁護士は、法律上、厳重な守秘義務が課せられておりますので、企業にとっては、企業内の秘密が漏れることなく、必要かつ重要な法的助言を得ることができます。特に、顧問弁護士として継続的に企業の相談に応じることになれば、企業の内情をより深く理解することができますので、企業の側も、より適切な助言を得ることができます。

企業の「保険」として、法律の専門家である弁護士を顧問とされることをおすすめ致します。

II 顧問弁護士を持つ利点

1 紛争の予防・早期の対応が行われやすくなります。

法律問題についても、病気についてと同様に、治療（事後的解決）よりも予防（発生の防止）が重要です。また、治療（事後的解決）についても、より早く対策を講じることによって、適切な対応をすることができます。

顧問契約を締結しておけば、早期に相談することができ、弁護士の方でもより早く対処することが可能になります。

2 顧問先の実情に応じた法的サービスの提供を受けやすくなります。

顧問先の法律業務を継続的に行うことにより、弁護士の方でも、顧問先の実情に通じることができ、しかも、過去の記録を蓄積しておくことによって、より適切な法的サービスを提供することが可能となります。

3 社員に対する講演、研修及び企業に必要な法律情報（法律改正や新判例等）の提供が受けられます。

III 顧問弁護士の主な業務の内容

- 1 契約書の検討・作成/契約締結交渉
和文及び英文の契約書に対応可能です。
- 2 債権回収
売掛金、貸金等、未回収の債権を回収します。
- 3 不動産
不動産の売買、賃貸、仲介、管理等に関して、契約書の作成、法的問題に関するアドバイス等を行います。
- 4 事業承継（M&A、相続等）
株式譲渡、事業譲渡等の手法により、対象会社を買収する際の法的助言を行うほか、法務調査（法務デューデリジェンス）を実施して買収による法的リスクを評価します。また、法務調査に基づき必要な契約書面を作成します。代表者が子や従業員に事業を承継させる際の法的助言も行います。
- 5 倒産（破産、民事再生等）
事業の継続が困難となった企業について、破産、民事再生、特別清算を行う場合の法的アドバイス、申立代理を行います。
- 6 労使問題
解雇・退職、賃金・賞与・退職金・残業代、人事（配転、出向等）、セクハラ・パワハラ、労働災害等、あらゆる労使問題について、法的アドバイスを行います。
- 7 コーポレート・ガバナンス
株主総会の手続・運営について法的アドバイスや必要書類の作成等を行うほか、コンプライアンス経営を含む内部統制システムの構築に関するアドバイス、内部通報制度の構築に関するアドバイス、不祥事対応に関するアドバイスも行います。
- 8 知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権等）
使用許諾等に関する契約書の作成のほか、侵害された場合、侵害した場合において、相手方との交渉及び侵害差止め、損害賠償等の裁判対応を行います。また、ソフトウェアやノウハウに関する各種契約書（開発委託契約書、使用許諾契約書等）の検討や作成、インターネット等の情報に関する法律問題へのアドバイス等も行います。なお、弁理士との提携も可能です。
- 9 経済法（独禁法、景表法、不正競争防止法等）
独禁法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）、景表法（不当景品類及び不当表示防止法）、不正競争防止法等に関する法的アドバイス、これらの法律違反に起因する交渉や訴訟等の対応を行います。
- 10 国際取引
国際取引に従事する企業に対する基本的な心構えに関するアドバイス、個別の取引に関するリスク（外国公務員に対する贈賄防止等のカンントリーリスクも含む）のアドバイス、英文の各種契約書の検討及び作成、紛争解決に関する

るアドバイス（どこの国で如何なる機関（仲裁か裁判）を利用すべきか等）等を行います。外国の弁護士と常時英語での連絡が可能です。

IV 顧問弁護士の費用

- 1 顧問料は原則として月額で決められます。
- 2 顧問料は相談の頻度、依頼する業務の範囲等によって、話し合いにより決めさせていただきます。
- 3 当然のことながら、顧問料は税法上の経費となります。

以 上